

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 四半期貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第四十二条 第四十七条）</p> <p>第四節・第五節</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業分離における分離元企業の注記）</p> <p>第十九条 当四半期会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 四半期貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債（第四十二条 第四十七条の二）</p> <p>第四節・第五節</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業分離における分離元企業の注記）</p> <p>第十九条 当四半期会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p>

第七節 雜則

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第七十二条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場合には、四半期累計期間に係る四半期損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

第六節 雜則

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第七十二条 事業の性質上、売上高又は営業費用(売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。)に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。